

令和2年度 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	下水道事業受益者負担金決定処分取消請求事件	都市計画法	令和2年7月8日	令和2年10月29日	令和2年11月25日	下水道事業受益者負担金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
2	債権差押処分取消請求事件	地方税法	令和2年10月2日	令和3年1月18日	令和3年2月8日	債権差押処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
3	保育所入所保留処分取消請求事件	児童福祉法	令和2年10月14日	令和3年1月18日	令和3年2月8日	保育所入所保留処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
4	国民健康保険税減免却下処分取消請求事件	地方税法	令和2年10月26日	令和3年1月18日	令和3年2月8日	国民健康保険税減免却下処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
5	国民健康保険税督促処分取消請求事件	地方税法	令和2年11月24日	令和3年3月15日	令和3年3月31日	督促処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
6	国民健康保険税課税処分取消請求事件	地方税法	令和2年12月16日	令和3年3月15日	令和3年3月31日	国民健康保険税課税処分に係る本件審査請求については、減免がなされないことが不服である旨を審理員が確認の上審理が行われたが、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。
7	債権差押処分取消請求事件	地方税法	令和2年12月21日	令和3年3月15日	令和3年3月31日	債権差押処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。